

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

### 特記事項

助成対象者の世帯情報や地方税関係情報等を取り扱うため、情報漏えいの事態が生じないように、関係書類の保管等については鍵付の保管庫に日々収納するなど、厳重に取り扱うように努める。

## 評価実施機関名

霧島市長

## 公表日

令和7年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する事務
②事務の概要	<p>ア 事務の説明 食費等の物価高騰による影響により、特に大きな影響を受けている低所得の子育て世帯(ひとり親世帯を除く。)を見舞う観点から臨時特別給付金を支給する。</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。)及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・霧島市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱</li> <li>・令和4年度霧島市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の給付申請及び決定に関する事務</li> <li>・令和5年度霧島市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の給付申請及び決定に関する事務</li> </ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台帳管理(excel)</li> <li>・Acrocity行政基本</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・MICJET番号連携サーバー</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)給付台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【個人番号の利用の根拠】 公金受取口座登録法第10条 番号法第9条第1項 別表135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条</p> <p>【各手続の根拠】 ・霧島市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱第6条、第9条 ・令和4年度霧島市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱第6条、第9条 ・令和5年度霧島市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱第6条、第9条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>[ 実施する ]</p>
②法令上の根拠	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 公金受取口座登録法第11条 番号法第9条第2号に基づく主務省令第2条の表160の項</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	保健福祉部子育て支援課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
なし	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	総務部総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1141
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	保健福祉部子育て支援課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)2062
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満         <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点
<b>2. 取扱者数</b>	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満         <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点
<b>3. 重大事故</b>	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし         <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

<b>しきい値判断結果</b>
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ O ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検	[ O ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業員に対する教育・啓発 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		霧島市研修計画に従い、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講した者が課内の者に伝達研修を行い、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	Ⅱ-1 対象者数	令和4年3月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	
令和5年3月1日	Ⅱ-2 取扱者数	令和4年3月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	57人(国分 職員9 臨職3、隼人職員4 臨職3、他支所 職員28 臨職1、電算7、SE2)
令和6年3月1日	Ⅱ-1 対象者数	令和5年3月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	
令和6年3月1日	Ⅱ-2 取扱者数	令和5年3月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	57人(国分 職員10 臨職2、隼人職員4 臨職3、他支所 職員28 臨職1、電算7、SE2)
令和6年7月4日	I-1-② 事務の概要	ア 事務の説明 食費等の物価高騰による影響により、特に大きな影響を受けている低所得の子育て世帯(ひとり親世帯を除く。)を見舞う観点から臨時特別給付金(以下「本給付金」という。)を支給する。	ア 事務の説明 食費等の物価高騰による影響により、特に大きな影響を受けている低所得の子育て世帯(ひとり親世帯を除く。)を見舞う観点から臨時特別給付金を支給する。	事後	
令和6年7月4日	I-1-② 事務の概要	・本給付金の給付申請に関する事務 ・本給付金の給付決定に関する事務	・霧島市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱 ・令和4年度霧島市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の給付申請及び決定に関する事務 ・令和5年度霧島市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の給付申請及び決定に関する事務	事後	
令和6年7月4日	I-2 個人番号の利用	【各手続の根拠】 霧島市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱第6条、第9条	【各手続の根拠】 霧島市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱第6条、第9条 ・令和4年度霧島市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱第6条、第9条 ・令和5年度霧島市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱第6条、第9条	事後	
令和7年3月31日					評価の再実施
令和7年3月31日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の100の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条	番号法第9条第1項 別表135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条		番号法の改正による修正
令和7年3月31日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二の121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第59条の4	番号法第9条第2号に基づく主務省令第2条の表160の項		番号法の改正による修正